

静岡市世代間交流センター条例の一部改正について

静岡市世代間交流センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年9月14日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市世代間交流センター条例の一部を改正する条例

静岡市世代間交流センター条例(平成15年静岡市条例第141号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「第14条」を「第12条第1項」に改める。

第10条を削り、第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(利用料金)

第8条 利用者は、第12条第2項の利用料金を指定管理者の定めるところにより当該指定管理者に支払わなければならない。

第11条及び第12条を削り、第13条を第11条とする。

第14条に次の4項を加え、同条を第12条とする。

- 2 市長は、指定管理者にセンターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。
- 3 利用料金は、指定管理者が、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。
- 4 指定管理者は、規則で定める基準により利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 指定管理者は、規則で定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

第15条を第13条とし、第16条から第20条までを2条ずつ繰り上げる。

別表中「第10条関係」を「第12条関係」に、「使用料」を「利用料金の限度額」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 この条例の施行の日において指定管理者となるものは、同日前においても、この条例による改正後の静岡市世代間交流センター条例第12条第3項の規定の例により同日以後の利用に係る利用料金を定めることができる。